

01 改正健康増進法

- 2018年（平成30年）7月、望まない受動喫煙の防止に関する内容が改正され、2020年（令和2年）4月に全面施行。
- **第一種施設は、特定屋外喫煙場所以外の場所での喫煙が禁止**（原則敷地内禁煙）。
- **第二種施設は、喫煙専用室以外の屋内の場所での喫煙が禁止**（原則屋内禁煙）。

02 広島県がん対策推進条例

- がん対策を総合的に推進し、県民が心身ともに健康で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的として、2015年（平成27年）に施行。
- 2019年（令和元年）7月、健康増進法の改正を踏まえ、受動喫煙防止対策に関する内容を改正し、**子どもを受動喫煙から守る観点から、受動喫煙防止に関する上乗せの規制**を行った（同条例第24条～第26条）。

03 広島市ぽい捨て等の防止に関する条例

- **屋外の公共の場所での吸い殻や空き缶等のぽい捨てを禁止。**
- **屋外の場所において、移動しながら喫煙をしないよう努力義務。**
- **喫煙制限区域内の屋外の公共の場所において、当該場所の管理者が設置する灰皿のそば以外での喫煙を禁止。**違反した場合は1,000円の過料が課される。

関連法令の体系

区分		改正健康増進法	広島県条例	広島市ぽい捨て条例	
				喫煙制限区域内	喫煙制限区域外
施設	第一種施設	医療機関、薬局、大学、行政機関庁舎等	原則 敷地内禁煙 例外 特定屋外喫煙場所	—	—
		学校、児童福祉施設等（*1）		敷地内完全禁煙	
	第二種施設	公民館、図書館、競技場、スポーツセンター、事業所、工場、ホテル、飲食店等	原則 屋内禁煙 例外 喫煙専用室等	—	—
		敷地内の屋外区域（*2を除く）	（配慮義務）	—	歩行喫煙禁止 努力
	喫煙目的施設	シガーバー、店内で喫煙可能なたばこ店、公衆喫煙所	喫煙可能 例外 喫煙目的室	—	—
		敷地内の屋外区域（*2を除く）	（配慮義務）	—	歩行喫煙禁止 努力
屋外の公共の場所	道路、公園、広場、河川、港湾施設（*2を除く）	— （配慮義務）	—	原則 禁煙 例外 灰皿付近 ※ 平和記念公園は 灰皿設置不可	歩行喫煙禁止 努力
	公開空地				
	遊具のある公園、学校等の付近の公園、停留所、横断歩道、植物園、動物園、火葬場の屋外の場所等		原則 禁煙 努力 例外 基準を満たす場所		

● 屋外特定喫煙場所

- ・ 人が通常立ち入らない場所に設置すること
- ・ 喫煙できる場所を区画すること
- ・ 喫煙できる場所である旨を記載した標識を掲示すること

● 広島県条例の基準を満たした喫煙場所

- ・ 子供の通行または利用が少ない場所に設置されたものであること
- ・ つい立や樹木等で囲うなど、子供の受動喫煙を防止するための措置が講じられたものであること

喫煙制限区域

- 「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」に基づき、ばい捨てや落書きなどを防ぎ美観を保つことが特に必要な区域を美化推進区域、**たばこの火による火傷など他人の身体を害する行為を防ぐことが特に必要な区域を喫煙制限区域**に指定している。

(美化推進区域と喫煙制限区域の指定範囲は同一)

- **喫煙制限区域内の屋外の公共の場所(※)において、当該場所の管理者が設置する灰皿のそば以外の場所での喫煙を禁止しており、違反した場合には1,000円の過料が課される。**

※ 道路法に規定する道路、都市公園法に規定する都市公園、自然公園法に規定する自然公園、建築基準法に規定する公開空地 等



広島市が設置する公衆喫煙所（6基）の場所

- ① 広島市翔洋テニスコート北側
- ② 京口門公園
- ③ ひろしまゲートパークプラザ南側
- ④ 袋町公園
- ⑤ 平和記念公園南側緑地
- ⑥ 国泰寺公園